

(意見招請名称) 事業・契約管理プラットフォームの設計開発及び運用保守業務

意見招請公示日：2023年7月12日について、意見招請実施要領に関する意見および質問・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
1	調達仕様書	全般	資料にはアジャイルとウォーターフォール開発の記載が混在している。開発はアジャイル形式で行われるか？	本開発はアジャイル形式で行います。本公示までに関連資料をアジャイル開発の内容に整えて、提示します。
2	調達仕様書	全般	今回の意見招請後に、調達仕様書、要件定義書は更新されるのか？	ご理解の通りです。意見招請でいただいた情報を参考に、仕様書と要件定義書の整合をとって新たに提示します。
3	調達仕様書 冒頭	1. 構築方法について①	・Power Pagesの公開サイトはAADのアクセスコントロール外なので、おそらく既存のJICAテナント内のセキュリティポリシーとの共存は可能と考えております。	技術的に、JICAテナント上でもPowerPagesの利用が可能だろうとのご意見、承知しました。JICAのMS365テナント内を利用可能とする方向で検討を進めます。
4	調達仕様書 冒頭	1. 構築方法について③	・モデル駆動ベースで部分的にキャンパスを適用することが可能です。ライセンス＝Power Apps per app ベースでよい認識です。 ・ただし、Power Pages分は別ライセンス（アクセス人数や認証有無で金額変わる）と考えております。 ・開発中に求められる機能が追加された際に、PowerAutomateのコネクタライセンス等、追加でライセンスが必要になる可能性がありますので、ご注意ください。	・PowerAppsはSaaS利用なのでバージョンは無く、ライセンス（PowerApps per app）を用いてモデル駆動と部分的にキャンパス版を利用することが可能と理解しました。現在JICAが保有しているPowerAppsのモデル駆動型は試用版を利用しているため、利用者分のPowerAppsの有償ライセンスの調達が必要と理解しました。 ・また、PowerPagesについても、別ライセンスが必要とのことで承知しました。 ・これらのライセンス調達をこの契約で依頼することも検討していましたが、そうすると調整に2～3か月が掛かり工程が大幅に遅れる可能性があるというご意見も別途頂いたため、JICA内の現PowerPlatformライセンス調達・提供者とマイクロソフトと調整をしてライセンスはJICA側で用意する方針とします。 ・開発途中で、追加でライセンスが必要になる場合は、都度協議して検討します。
5	調達仕様書 冒頭	2. 主体者認証の方法	・外部ユーザーを認証するかどうかで必要なライセンスは変わります。またアクセスする人数によって単価も変わります。 ・認証モデルは、案1も案2も採用可能という認識です。	・JICA内のユーザについてはJICA Azure ADを用います。外部ユーザについては、問い合わせ事項の案1、案2の何れかで認証が必要と考えています。 （案1）JICA内のMSのAzure ADの外部利用者招待機能を用いる （案2）別サブスクリプションでAzure AD B2Cを用いて別途認証 ・認証モデルは案1、案2のいずれも可という事で承知しました。尚、案2では別サブスクリプションの環境設定（ログ、監視、セキュリティ等）に費用が掛かること、現行クラウド環境との調整が発生することから、JICAでは案1を採用する方向で検討を進めます。
6	調達仕様書 冒頭	3. アジャイル開発における設計の方法について①	・スプリントの期間の話がされているのかと想像します。調達段階では必ず指定する必要はございません。アジャイルを導入する目的などを踏まえて、進め方をベンダーと調整しながら決定していきます。 ・JICA様として想定している期間の感覚があり、その期間からの大幅な変更が難しい等であれば「例」としてでも記載しておく意識のずれは少なくなるかと存じます。一般的に特に記載がなければ、1週間から2週間程度を想定します。	・テストサイクル、スプリントを2週間程度と指定するケースとベンダ提案という両方のケースがあると承知しました。 ・ご提案頂いたとおり、何故アジャイルを進めたいのかの目的を明示し、目的達成のために適切なサイクルをご提案頂くような仕様書にしたいと思えます。尚、今回アジャイル開発を行うのは、2024年8月リリースをするために開発スピードを速くすること、多様な関係者の意見を吸収しながら開発を進めること、の2点を実現することを主な目的としています。例として2週間程度のスプリントを想定していると記載し、提案によって調整が可能と仕様書に記載します。
7	調達仕様書 冒頭	3. アジャイル開発における設計の方法について②	・本開発の後に、運用や改修に必要なドキュメントは明示いただく方が適切かと存じます。当然ドキュメントとして作成が必要な分、工数は増えますが、作成しなかった結果、後で困ることのほうが問題となります。 ・記載いただいているように「何のために必要か」は明確にする方がよいと存じます。通常、「設計書」は実装の前で作成、承認いただくことを想像しますが、「運用や改修」が目的であれば、「開発完了」までにそろえる形でよいと考えます。 ・アジャイル開発では、開発イテレーション中に、プロダクト（開発したもの）を発注者が確認しながらものを作っていく手法となります。その確認を通し、プロダクト（開発成果物）を見る過程で、ドキュメントの要、不要がより明確になるはずですので、書類の種類などをこの時点で確定させず、調整項目とされるのがよいのではないのでしょうか。 ・ドキュメントの作成目的を明確にして、各ベンダの提案の余地を残してもらえると有難いです。他方で、契約締結となった場合には提案したドキュメントの粒度は変更しない形でない、と、工数に大きく響きます。	・今回のアジャイル開発では、スピードを重視して反復してより良いものを作り、利用可能なものを作るということを念頭に置いています。この観点から、各ドキュメントの目的を明確にして、仕様書には記載するように致します。尚、現時点で想定する目的及び粒度は次のとおりです。 「要件定義書」：実現する要件の共通認識を形成することを目的に、ドキュメントを残す 「設計書」：リリース後のメンテナンスや内製化した際に保守ができる情報を引き継ぐことを目的とします。画面イメージなどは、省略またはスクリーンショットで押さえるなどして、引継ぎに必要なパラメーター等をきちんと残すなど、簡略化したもので結構です。その他、機能テストの結果など最低限は残し、ソース管理ができるようにしたいと思えます。 ・こうした目的に応じて、どの様なドキュメントを作成するのか、その粒度・記載方法とサンプルをご提案頂き、その提案内容を評価して選定するようにします。それにより、採用した提案で管理するようにしたいと思えます。
8	調達仕様書 冒頭	3. アジャイル開発における設計の方法について	意見：①に関して、テストサイクルを含む開発プロセスの部分は、各事業者により提案の特色が評価できる部分だと理解しております。また、②に関して、アジャイル開発方式でプロジェクトを進めるにあたり、成果物をどのような粒度で品質や保守性を担保し作成するのか、各事業者ごとの工夫が確認できる点であると理解しております。そのため、調達仕様書上は具体的な表現は控え、提案内容をもとに評価されるのは如何でしょうか。	ご意見を踏まえて、提案を頂けるような表現で調達仕様書・要件定義書を用意するようにします。その際には、①アジャイル開発をする目的（どういう状況下で、何を達成したいのか）、②成果物の利用方法・最低限求めるレベル、を明示してそれに沿う形での提案を頂くようにします。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
9	調達仕様書冒頭	4. 調達方法	意見：企画競争のほうが、予算に合わせてJICA様でお考えの内容に対して精度の高い提案をすることができますので、望ましいと考えています。	質問No. 8の回答と合わせて、提案内容の評価を重視する選定方法（企画競争等）を検討します。
10	調達仕様書冒頭	4. 調達方法	総合評価落札方式の経験がなく、企画競争は経験ない。両者の違いはなにか？	総合評価落札方式では、提案書に対する技術評価と入札価格の価格評価の両方を評価して契約相手方を決定する方法です。企画競争では、提案書に対する技術評価のみで契約相手方を決定します。尚、企画競争の場合は、本契約金額の目安（上限額）を提示して、その範囲で提案を求める形での公示になることを想定しています。
11	調達仕様書冒頭	4. 調達方法	企画競争の方がより適切に業者を選定可能と考えます。また、予算感が提示されるため企画競争が望ましいと考えます。アジャイル開発で業務委託契約とする場合、総合評価にすると、価格積算の前提条件が揃わないため、公平性が失われてしまう可能性がございます（後で追加契約をもらえば良い、最低限しか行わない等）。	ご意見を踏まえて企画競争を検討します。
12	調達仕様書冒頭	4. 調達方法	企画競争で問題ないと思うが、選定方式に時間がかからないかという懸念があります。	本契約は、もともと政府調達で想定していたため、公示期間は長い期間確保しています。その期間の中で、スケジュールを調整して対応する予定です。
13	調達仕様書冒頭	5. 運用保守業務について①	①Power Platformでは通常年2回のメジャーバージョンアップが行われます。システム構築でPower Platformを使用する場合、運用保守作業として、バージョンアップ前にシステムへの影響有無確認のための事前検証作業が必要になると想定されます。 ②同様に、ユーザー利用端末におけるOSバージョンアップ時等にも事前検証作業が必要になると想定されます。 ③OSバージョンアップなどによる不具合対応は、影響度合と修正範囲を予め想定することは難しいため、保守範囲での対応とは別とすべきと考えます。	①、②について、仕様書に明示するようにします。 ③については、単価契約の形で、単価と一定数の工数を契約の中で確保しておき、OSのバージョンアップが発生した際に都度工数を協議・発注する様な形で運用業務に含められないか、検討します。
14	調達仕様書冒頭	5. 運用保守業務について①	ヘルプデスクは利用ユーザの一般問合せの一次受けか？JICAが一次受けを行った後の対応か？一次受けをヘルプデスクで行う場合、外部ユーザ対応も含まれるのか？24時間×365日ではなく、業務時間内であれば可能と思われる。	ヘルプデスク業務には、一次受けの業務も含まれます。また、問い合わせをする人としては、外部ユーザも含まれます。加えて、技術的な保守業務も併せて実施を依頼したいと考えます。このあたりの業務内容を本公示時には明示します。
15	調達仕様書冒頭	5. 運用保守業務について②	24時間×365日の監視について、システム監視が24時間は理解する。その他について期待する監視の程度を教えてください。要件定義書上では「可及的速やかに対応する」と記載しているが、具体的な対応目安を提示してもらいたい。対応は翌日など、サービスレベルを緩めるなどしてほしい。	24時間×365日の監視が必要な場合の具体的な監視内容と対応方法のサービスレベルを検討し、本公示で提示します。
16	調達仕様書冒頭	5. 運用・保守業務について	意見： ①本システムのユーザー招待等、ユーザー管理にかかわる業務を運用・保守（ヘルプデスク業務）として行う場合は、記載いただいたほうが良いのではないかと意見をします。 ②システムによる自動監視は24時間365日だと認識しておりますが、アラート発砲後の対応が原則即時となると24時間365日となりますと、大幅にコストに影響を与えると考えております。そのため、JICA様ポリシーで可能な限り緩和いただくか、前述内容を踏まえた予算としたいいただく必要があると考えております。	①外部ユーザの主体者認証の方法を検討し、PowerPlatformの招待を含むかどうか、業務内容に明示します。 ②システム監視について期待する監視のレベル感を明示します。JICA内の情報システム部門とも調整し、求めるサービスレベルを提示します。
17	調達仕様書冒頭	6. ユーザログの取得について	①Dataverseで監査ログは取れたと記憶しているが、すべてのログが取れたわけではない。このため、具体的にどのようなログを求めているのか、仕様書上で提示してほしい。 ②PowerPlatformでは、MS365の監視機能で確認が取れるという認識。他方で、PowerPagesでログが取れるかは確認が必要。	①②現時点で当方が必要と考えているのは、次のユーザログ（操作ログ・更新ログ）を想定しています。 ・データの更新が生じた際の、更新者、更新日時 ・システム変更があった時の、変更者、変更日時 但し、情報システム部門からは別のログ取得が求められる可能性もあるため、必要なログの種類・頻度について本公示までに確認し、要件に記載します。
18	調達仕様書冒頭	7. 帳票について	①モデル駆動アプリであればOffice製品（ExcelまたはWord）で作成した雛形にデータを入力することは可能。 ②帳票設計時にデータモデルを考えてデータベースを設計する必要あり。その観点からも、帳票の項目は要件定義上、明示してほしい。	①モデル駆動アプリであれば、Word、Excelのひな型にデータを入力して出力できるとのこと、承知しました。PDFではなく、この既存機能を利用するようにします。 ②帳票のデータ項目の設定を要件定義に加えると、開発に影響すると理解しました。帳票の数や帳票で取得したい項目について現時点で想定される内容を本公示までに整理したいと思います。
19	調達仕様書冒頭	7. 帳票について	エクセルでの帳票作成を前提とし、以下内容を定義すべきだと意見します。 また、定義する上でエクセルのひな形を作成することも要件への齟齬を生じさせないために有効な手段だと考えます。 ・帳票項目 ・帳票項目のうちシステム入力項目 ・システム入力項目の入力ロジック（数式等の計算式、情報ソース）	Excelでの帳票作成が可能ということ把握できました。また、PowerAppsのモデル駆動型では、Wordを雛形とした帳票出力機能も実装していることが確認できました。このため、本公示の際にはExcelかWordのいずれを用いるのか、あるいは両方を想定とするのか、明示します。ご指摘の帳票作成のための項目に関する定義も現時点で想定される内容を提示するようにします。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
20	調達仕様書 P3	1.7 システム導入スケジュール	・「アジャイル開発の形式を取ることを前提に、必要に応じてJICA と協議することとする。」JICAより、JICA内部の業務フローの調整が可能な方を、プロジェクト専任者でアサインいただくことは可能でしょうか。 ・ベンダーコントロールのためにも、JICA側でもPowerPlatformを用いたローコード・ノーコード開発の知見のある人員のアサインが必要	専任ではありませんが、本業務の調整を主として対応する人員をチームで配置します。尚、JICA内部に限らず、外部利用者も含めて業務フローの調整・確認が必要になります。 また、そのメンバー内には、PowerPlatformでPoC実証を行った人員も配置します。
21	調達仕様書 P3 - 4	1.7. システム導入スケジュール	確認：図2 導入スケジュール案の文言と直下のスケジュール概要が少しずれているように思いますが、想定されているスケジュールとしては概要通り、 2023年12月頃：契約 2024年1月～：要件定義の確認、更に必要な要件の定義 上記のようなスケジュール感で考えてよいでしょうか。	可能であれば、ご認識より若干の前倒しをしたいと思います。2023年12月に契約し、キックオフとJICA用語や業務フローの確認、要件の概要確認を終わらせます。2024年1月より要件定義の確認と追加要件を整理して2024年2月上旬をめどに要件定義を完了したいと考えています。 スケジュールの用途については、本公示で明示します。
22	調達仕様書 P.3 業務要件定義書 P.20	1.5. 調達範囲 3.4.1 外部インターフェース一覧	・業務要件定義書（案）3.4.1 外部インターフェース一覧には、「当面のデータ連携方式であるCSVファイル形式での連携を自動化するためのRPA（Robotic Process Automation）を併せて整備すること」と記載されています。仕様書（案）1.5 調達範囲には、RPAの整備は含まれていませんが、業務要件定義書と矛盾があると思われる。本調達にはRPAの整備は含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、RPAのライセンスの調達は契約範囲外です。RPAのソフトとしては、PowerAutomateとJICAで購入しているWin Actorを想定しており、これらのライセンスはJICA側で用意します。そのRPAを用いて、シナリオを作成するのは契約の範囲内です。その旨が明確になるよう業務要件定義書を本公示の際に修正します。
23	調達仕様書 P.3	1.7 システム導入スケジュール	・「試験導入は2024年8月以降」と記載がありますが、試験導入期間はいつ頃から何か月間を想定されておりますでしょうか。	試験導入を2024年8月～と記載していますが、こちらは8月から本番環境でのリリースをするという想定です。限定したユーザによるモニターを含めた試験導入は2024年4月か5月から8月までの間で実施する想定です。本公示までに資料を修正します。
24	調達仕様書 P.4 業務要件定義書 P.14	1.8. システム利用計画数 2.4.1 サービスの利用者及び情報システムの利用者数	・仕様書（案）では受注者約100名との記載がありますが、業務要件定義書（案）では最大170名との記載があります。当初は約100名からスタートし、170名まで拡大させるという認識でよろしいでしょうか。	2024年4月・5月の試行導入の際には、受注者約100名程度でスタートする想定です。2024年8月の本番環境でのリリース時点での受注者の想定ユーザ数は、要望に応じ、現案の170名の想定から大幅に拡大する可能性があります。ユーザ登録業務は本契約とは別に整理する方針を検討しており、本公示までに仕様書に記載します。なお、JICA内外あわせたユーザ数は、本番環境リリース時点で約800名程度の想定であります。
25	調達仕様書 P3	1.4プラットフォーム構築の背景と目的	Microsoft社との包括連携協定の下で概念実証を行ったと記載されていますが、他方で、調達仕様書の冒頭で技術的に可能かどうかの確認がされて居ます。本件、Microsoft社から技術的に対応可能というコメントは受け取られているのでしょうか？	基本的にMS社からの助言は受けており、MSのPowerPlatformとPowerPagesを用いれば技術的に実現可能なことは確認済みです。他方で、JICAのセキュリティ対策や構築環境の観点から確認したい事項があったため今回提示したものになります。また、当方がアジャイル開発での契約の経験がなく、調達方法や契約管理に関する事項についても助言を頂きたいため「ご意見を頂きたい事項」として提示しました。
26	調達仕様書 P3	1.7. システム導入スケジュール	確認5：アジャイル開発の程度を確認したい。別紙1図の中のどの程度のアジャイル開発を想定しているか。（図を使わずにコメントでの回答でも十分です。）もしくは程度も含め提案を期待しているか確認したい。	図2の導入スケジュールは、ウォーターフォールを意識した内容なので、アジャイル開発で対応する場合のスケジュールを引き直して本公示で提示します。 この業務工程の内、2024年2月の基本設計～2024年4月・5月の詳細設計開発テストまでをアジャイル開発で行います。この際の想定は2週間程度のスプリントを繰り返していくようなイメージです。プロトタイプを2024年4・5月に完成、その後のテスト期間（2024年5月～8月）の試験導入期間中にも明らかになった要求や不具合対応で、少し長めの期間でのスプリントをするというイメージです。このイメージですが、確定ではなく、上記の質問No. 6、No. 7のとおり最適なアジャイル開発の活用方法を提案して頂きたいと考えています。
27	調達仕様書 P6	3.1.1.2 設計	アジャイル開発は完全な設計書を都度作成していくことは変化への対応が難しくなり、実態は「開発者の共通理解を記載した設計メモ」となる。設計メモや、実態のアプリケーションを設計書にリバيزするための「ドキュメント作成」スプリントを用意するのがよいと思われ。その際、設計書の承認が実装よりも後となるが問題ないでしょうか。	問題ありません。上記の質問No. 7の回答で示したとおり、JICAとして設計書に期待している事項・利用する目的を明示しますので、その要件を満たす範囲であれば自由に提案してください。その提案内容自体を評価して選定をします。
28	調達仕様書 P.7 要件定義書 P.20	調達仕様書 3.1.1.3.1 開発の実施 要件定義書 3.4 外部インターフェースに関する事項	調達仕様書 「プラットフォームと他のシステム間のデータ連携の自動化」 ①要件定義書等に記載のRPAを用いた連携を指している認識でよろしかったでしょうか。 ②連携するシステムとデータについて、今回の調達では共通DBから案件情報、契約情報のCSVファイルを受信するのみの想定でしょうか。 ③今回の調達とは別に将来的に連携を予定しているシステムがあれば、連携データの概要と併せてご教示ください。	①ご理解のとおりです。プラットフォームと他のシステム間のデータ連携の自動化については、RPAを用いたデータ連携の方法を想定しています。本公示時にはその点、明示するようにします。 ②本契約で連携するシステムとデータについては、共通DBからCSVファイルで抽出したデータを取り込むことを想定しており、RPAでその作業を自動化することを想定しています。その他は、プラットフォーム上で入力・更新したデータを調達・契約管理システムにRPAを用いて入力することを想定しています。本公示ではこれらの連携するシステムと連携方法について提示します。 ③今回の契約の範囲外で連携を予定しているシステムと連携データの概要については、現時点での案を整理して本公示で提示します。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
29	調達仕様書 P.7 要件定義書 P.37	仕様書 3.1.1.4.2 環境の構築 要件定義書 4.8.4.2 クラウドの要件	仕様書 「必要に応じて情報システム部などと協議し構築に必要なアカウントやクラウド環境を調達すること。」 要件定義書 「Azure の設計のみではなく、Azure の設定作業までを本調達役務範囲とする。Azure のサブスクリプションは、別途調達とする。Azure の別途調達はJICAが可能なよう、設計に基づき入札者はAzure の調達要件をJICAに提供すること。」 →Microsoft等のライセンス類は今回の調達範囲で、クラウド環境は別途調達とされる予定でしょうか。	Microsoft等のライセンス類は、今回の調達範囲から除きます。JICA側で用意して提供します。また、意見招請の結果、クラウド環境はJICAのクラウド環境（同一テナント）を用いる方針としますので、この記載は本公示では変更します。尚、開発はJICAのクラウド環境、JICAの標準PCを貸与して実施して頂く予定です。尚、貸与した標準PCでの作業場所は、委託者の会社が自宅での作業を想定しているため、そのあたりの作業場所も本公示の資料にて明示します。
30	調達仕様書 P.7	3.1.1.3.1. 開発の実施	・文章が途中で見切れておりますので、修正願います。	現時点の修正内容は次のとおりです。また後程、資料も修正します。但し、この部分はウォーターフォールを前提とした記載であるため、本公示ではアジャイル開発としての記載内容を大幅に変更する予定です。 【修正後】 また、プラットフォームと他のシステム間のデータ連携の自動化をcsvファイルを介してRPAを用いて実現すること。
31	調達仕様書 P.7	3.1.1.4.2. 環境の構築	・検証用環境、運用保守用検証環境は受託者で用意する必要があると理解しましたが、試験導入で使用する環境は本番環境でしょうか。それとも検証用環境でしょうか。	意見招請を踏まえ、開発で用いるクラウド環境は、JICAのクラウド環境（同一テナント）を用いる方針とします。よって、受託者側で環境を用意して頂く必要はなくなりました。試験導入時（2024年4月末～8月）は、JICAのクラウド環境上で作成したアプリを、モニタリングに対応してくれるユーザに対して限定的に利用権を開放する予定です。
32	調達仕様書 P.8	3.1.3 運用・保守	想定される運用業務にて「共通DB(JICA内データ)の移行サポート」とありますが、今年度～来年度に予定されている共通DB移行に伴い、本システム側にて必要となる、接続確認作業等を想定していますでしょうか。	ここで想定していたのは、一番最初に共通DBにあるデータをプラットフォームに取り込むことを想定しています。共通DBとプラットフォームの連携は、共通DBからDr. Sumを通じてCSVファイルを抽出し、RPAでプラットフォームへ取り込む想定です。ご指摘のような共通DBの移行に関する接続確認等は想定していませんでした。共通DBの移行に伴う接続確認などが必要かどうかは別途確認し、本公示の資料に反映します。
33	調達仕様書 P9	3.2.1 業務提出物及び納品期日	「Power Platform」をはじめとしたローコード・ノーコードプラットフォームは、新しい技術領域なため、一般的なレガシー技術に比べ多く更新の発生が想定されます。そのため、一般的に詳細設計といわれるドキュメント粒度の設計書は、プラットフォームの更新に追従することが困難で合ったり、時期が立つと作成時点の設計書がほぼ役に立たない状態になる事も想定されます。ただし、ローコード・ノーコード開発のため、詳細設計書レベルの物は画面上にも表現されています。 「詳細設計書」を作らないという選択はご相談可能でしょうか。協議の上決定となっておりますが念のため確認です。	ご指摘のとおり、アジャイル開発における設計書等のドキュメントについては工数や作成のタイミングが重要と考えています。このため、各設計書等のドキュメントの目的を明示し、作成方法を簡素化することや場合によってはスキップすることも可能と考えます。これらのドキュメントの作成方法や提出タイミング、粒度について、提案を頂いて評価・選定する方針です。 想定されるドキュメントの目的や粒度などについては、質問No.7に対する回答を参照してください。
34	調達仕様書 P.9	3.2.1. 業務提出物及び納品期日	・（表4）No.2に「要件定義書」と記載がありますが、3.1.1.1.の通り「要件確認書」ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。本公示において、表4 No.2の提出物は「要件確認書」に修正します。
35	調達仕様書 P.10	3.2.1. 業務提出物及び納品期日	・「※納品物は日本語でのメールまたはダウンロード可能な URL で提示する事。」と記載がありますが、3.2.2のファイル形式で、メールへの添付、またはダウンロード可能なURL経由で納品する、という認識でよろしいでしょうか？	現時点での想定は、メールへの添付または、大容量ファイルストレージへ格納してもらってダウンロードする形でのファイル授受を想定しています。他方で、Teamsを用いたファイル提出の可能性もあるため、提出方法は別途精査して、本公示の資料に記載します。
36	調達仕様書 P13	3.1.1.2～3.1.1.3.1	意見:資料各所の記載からアジャイル開発方式でプロジェクトを推進することを強く要求されていると理解しております。該当項目部はウォーターフォール開発を前提とするような記載となっているため、提案内容や評価も記載に影響を受けると懸念しており、3.1.1.3.2のような事業者側から提案余地がある記載にすることを意見します。	ご意見踏まえ、現在の資料はウォーターフォールの内容をベースに作成しましたが、本公示までに修正し、アジャイル前提の表現に変更し、提案を求める内容とします。
37	調達仕様書 P.14	6.1. 納品検収	「納品期日とは検収作業を完了する期限であるため、JICA が検収に要する作業期間（10営業日程度）を考慮し、業務提出物を提出すること。」 →作業計画書は契約締結日から10営業日以内が納品期日となっております。作業計画書については、提出タイミングが10営業日以内の認識でよろしかったでしょうか。	作業計画書については、契約締結後の10営業日以内です。こちらの「納品期日とは検収作業を完了する期限であるため、JICA が検収に要する作業期間（10 営業日程度）を考慮し、業務提出物を提出すること。」で指定しているのは、業務完了時の業務提出物です。どの業務提出物をどのタイミングで提出するのかがクリアになるように修正します。
38	調達仕様書 P.16	8.1. 再委託について	「本調達に係る業務は、その全部又は一部を他の事業者者に再委託させてはならない。」 →上記要件の緩和についてご相談させてください。 本件の対応における中心業務は弊社メンバにて実施。 弊社メンバの支援を行うメンバについて、申請により、一部再委託を認めていただくことは可能でしょうか。	本件、「原則として再委託はさせてはならない」とし、「但し、一定の条件に関する同意書を取り付けた再委託先について、JICAの承諾を書面により事前に得たときは、この限りではない」として、例外措置を認める形に変更します。一定の条件についても、本公示の仕様書で明示します。 なお、ローコード・ノーコード開発を前提に本契約の人員体制は最大で2～3名程度の規模を想定しています。
39	調達仕様書 P.16	8.1. 再委託について	・「全部又は一部を他の事業者者に再委託させてはならない」との記載がありますが、再委託が禁止の場合、人員が不足し、体制の確保が難しくなる可能性がございます。あらかじめ書面による承諾を得た場合は可能という仕様に変更いただきたく存じます。	同上

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
40	調達仕様書 P22	8.1. 再委託について	意見：「本調達に係る業務は、その全部又は一部を他の事業者にも再委託させてはならない。」と記載がありますが、記載どおりであれば外部委託要員を活用できないと理解できません。が削減コストの削減や要員調達を目的として、「JICAの承諾無く再委託させてはならない」等の記述とし、要件を緩和することを意見します。	同上
41	調達仕様書 P.17	9.1. 経費の精算	・「システム導入後に発生する保守／運用費については、契約書にて定めた単価に月単位で実際にかかった数量を乗じて算出し、請求書に基づき検収完了後に支払いを行う。」との記載がありますが、本件の入札／契約範囲にシステム導入後の保守／運用費も含まれますでしょうか。	システム導入後の運用/保守費も含む予定です。その場合、どの時期から運用・保守に切り替えるのか、契約期間としても別途切り出す予定です。いずれにせよ、本公示ではこうした条件を明確にして提示します。
42	調達仕様書 P.18	10. 契約不適合責任及び保証	・アジャイル開発の場合、変更が頻繁に発生することから、善管注意義務が一般的に使用されております。仕様書案の記載が請負契約時の内容となっているため、変更が必要と認識しております。	本契約は準委任契約の要素が強い業務委託契約での公示を行う予定です。ご指摘の点検討します。
43	調達仕様書 P.20	12.2. サービス窓口	・ヘルプデスクへの問い合わせ対象者は、受注者（外部ユーザー）も含まれますでしょうか。また、ヘルプデスクは常駐を想定されておりますでしょうか。非常駐であれば、メールのみでの対応が想定されますが、どちらでしょうか。	ヘルプデスク業務の問い合わせ対象者は受注者（外部ユーザ）も含まれます。また、現時点ではヘルプデスクは常駐を想定しています。常駐の場合は、常駐の場所と、業務で用いるJICAの標準PCを貸与する予定です。本件、常駐の場合の環境要件などを明示します。尚、常駐と確定したわけではなく、非常駐の可能性も検討して本公示で提示します。
44	仕様書(案) P.20	12.3. 事故発生時の責任と保障範囲	・損害賠償に上限がない場合、業者としてはリスクとして費用の増額が必要となりますので、上限を設定していただきたく存じます。	通常用いるJICAの契約書約款上では、賠償額の範囲と上限が設定されています。これに従い、調達仕様書上の表現も上限を記載します。また、本公示時には、契約条件を示す契約書約款も提示します。
45	調達仕様書 P26	12.3. 事故発生時の責任と保障範囲	確認：「専らJICA の責に帰する場合を除き」と記載があるが、JICA様にも受託事業者にも責任がない（完全な第三者等）場合でも本項の範囲で賠償となると理解できません。そのため、「受託事業者にも責任がある場合」等記載の要件を緩和していただくことは可能でしょうか。	通常用いるJICAの契約書約款上では、JICAに対する損害賠償は受注者に責任がある場合のみ、受託者が担う形になっています。但し、第三者に及ぼした損害については、次のように定義されています。本公示の際には、この約款に従うことになるので、内容を整合するようにします。 ●業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受託者がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。
46	調達仕様書 P26	12.3. 事故発生時の責任と保障範囲	確認：記載の内容に対して損害賠償の「範囲」と「金額上限」を定めていただくことは可能でしょうか。 例：「専らJICA の責に帰する場合を除き、データが消失・外部漏洩した場合およびサービス提供の長期間停止による負荷工数の増大などは発生したなどの場合は、JICA に対し損害賠償すること。JICA によりその被害規模を確認し、JICA が被った人件費・作業費を含む関係する費用を損害額とする。ただし、通常の損害に限り、かつ当該損害の発生起因となった契約に定める委託代金を上限とする。」	通常用いるJICAの契約書約款上では、賠償額の範囲と上限が設定されています。これに従い、調達仕様書上の表現も上限を記載します。また、本公示時には、契約条件を示す契約書約款も提示します。
47	要件定義書 P13	2.3.3 入出力情報及び取扱量	「表5 STEP1で扱う入出力情報及び取扱量」に記載の内容のうち、受注者よりファイルアップロード、申請がある項目について、以下の点で指定があればご教示ください。 ・所定フォーマット ・決裁の有無などを含めた処理の流れ ・その他制限事項	現在、同業務の手続きについて業務改善を行っており、現時点で指摘された項目の内容を完全に指定することができません。2023年10月末までに手続きの見直し案が定まる予定のため、契約後の要件定義の際に詳細詰める形で考えています。尚、具体的なファイル形式は未定ですが、ファイルをアップロードした後に承認するステップが入る予定です。また、承認者は、利用者のカテゴリ毎の管理職を想定しています。受注者側管理職、事業部側管理職、調達・派遣業務部管理職の3者での承認する機能が必要となります。但し、順番通りに承認するというフローの実装までは想定しておらず、そのあたりは運用回避も考えています。このほか、各部門でも一般ユーザが存在することもあるので、そうした部門やユーザが異なるという点を明らかにして提示します。詳細は、契約後の要件確認の際に提示します。
48	要件定義書 P13～14	2.3.3 入出力情報及び取扱量 2.3.4 管理対象情報一覧	「表5 STEP1で扱う入出力情報及び取扱量」「表6 管理対象情報一覧」にて記載の内容は一部重複していると思われそうですが、表の内容がどのように関連しているかご教示ください。	表6は、情報を管理する際に、取りまとめる単位を提示したものです。表5はそのとりまとめの単位の一つずつ入力するデータとなっています。具体的には、表6では事業案件一つに対して、案件情報（案件番号）と契約情報（調達管理番号）が複数紐づくというデータ構造を示しています。この各契約情報の中に、表5の月報や打合簿、契約関連申請などが紐づけられます。 本公示では、これらの関係の詳細を提示する資料を添付します。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
49	要件定義書 P14	2. 4. 1 サービスの利用者及び情報システムの利用者数	「表7 利用者数」に記載のユーザは全てMicrosoft365に登録済でしょうか。登録済でない場合、登録作業の主体について想定があればご教示ください。	JICA以外のユーザについては、大半がMS365に未登録です。但し、登録作業の主体は、JICAのMS365環境を構築しているヘルプデスクにて担当する方向で調整予定です。
50	要件定義書 P18	3. 2. 1 画面設計ポリシー	「画面設計は、情報システムの画面設計の資格や経験を有するUI デザインの専門家が担当すること。」 →UIデザインを専門に実施しているメンバではなく、経験を有するものとする認識でよかったですでしょうか。	ご指摘の通り、経験を有する方で結構です。PowerPlatformを用いることから、UIデザインに自由度がないため、この部分で求める要件をもう少し抑えた形にしたいと考えます。
51	要件定義書 P. 20	3. 4. 1 外部インターフェース一覧	「CSVファイル形式のデータ連携を自動化するためのRPAを併せて整備すること。」 →RPAは貴機構にて調達済の製品を利用する認識をしております。 RPAに対する設定作業は調達範囲に含まない想定でよろしかったですでしょうか。	RPAのライセンスはJICAにて用意します。RPAの設定作業（シナリオ作成）は本契約の範囲内とする想定ですが、そのあたりの工数の想定も含めて対応方法を本公示の調達仕様書・要件定義書に記載します。
52	要件定義書 P25	4. 1. 2 アクセシビリティ要件	将来的な英語対応に向け本案件内で英語を含む多言語対応をするとコストが増加する。現時点では日本語のみ対応とし、将来的に英語対応へ拡張しやすい作りとなる程度でよいか。	ご理解のとおりです。本契約の範囲には英語対応の実装は含みません。
53	要件定義書 P27	4. 2. 2 開発方式及び開発手法	「モックアップやプロトタイプ等を用いて可能な限り早期にJICAの意見・要求を取り入れ、要求の変更による手戻りを最小限とすることが可能な開発手法を採用すること」 →新しい意見・要求が発生した際には、純粋に「追加」となるのではなく、既存の実装予定機能からトレードオフが発生します。 その結果、要件の一部を満たせなくなるという可能性があることはご了承いただけますでしょうか。 「アジャイル開発」型で進めるとなると、限られた期間の中で、最大限「業務の要件」を満たす動きとなるが問題ないでしょうか。	左記、承知しました。その部分を容認する余地があることを、本公示の調達仕様書または要件定義書で提示したいと考えます。
54	要件定義書 P36、P44	4. 8. 3. 3 運用・監視機器及び設置場所 4. 11. 1. 4 JICAが用意する執務環境・機材	運用・監視端末の設置場所について、「市ヶ谷ビル 条件を満たした場合は受注者のオフィスや在宅での利用も許可する。」とありますが、本件のヘルプデスク設置場所に関する記載でしょうか。	ご理解の通りです。本件のヘルプデスクの設置場所と業務場所であることが分かるように提示します。
55	要件定義書 P47	4. 14 業務運用支援要件	「本番開始直後2 ヶ月間はプラットフォーム利用者からの問合せに対応するため、JICA内に担当者を常駐させて問い合わせ対応を実施すること。」 →通番8とは別にJICA様本部での常駐を想定していますでしょうか。 常駐する人数について、想定や上限があればご教示ください。	「本番開始直後2 ヶ月間はプラットフォーム利用者からの問合せに対応するため、JICA内に担当者を常駐させて問い合わせ対応を実施すること。」を「本番開始直後2 ヶ月間はプラットフォーム利用者からの問合せに対応するため、受注者の希望により、JICA本部に執務環境を用意することが可能です。」に訂正します。人数は1名を想定していますが、質問No. 43と合わせて、問い合わせ対応の方法を整理して、本公示の時に条件を確定して提示します。
56	要件定義書 P50	別紙1 業務要件一覧 No. 6	Cydeen、共通DBとは基幹システムか？	Cydeenは基幹システムで、調達・契約管理システムを指します。共通DBは各部が主管している基幹システムと連携し、データを集約しているDBのことです。今回は互いのデータをcsvで出力してRPAなどで取り込み連携することを想定しています。共通DBや各種基幹システムと本プラットフォームの関係については、本公示資料で明示します。
57	要件定義書 P54	案件関連コミュニケーション	JICA環境では「MS Graph API」の利用ができないという制限があると認識しております。Teamsの埋め込みに際し、「MS Graph API」を利用されるケースが多いと考えております。 JICAがMicrosoft社と包括連携協定を締結し、概念実証（Proof of Concept : PoC）プロジェクトとして「契約管理アプリ」の試行開発を実施している中で、同等機能を実現している場合、どのような方式で実現しているのか参考にすることは可能か。 （現時点で想定される範囲としてはTeamsコネクタを用いての実現だと思われるが、Teamsコネクタですべての機能要件を満たすことができるかは社内検証が必要）	PoCでは、モデル駆動型の開発を進めており、タイムラインのメモ機能をつけて実装しています。JICAで持っているMS365ライセンスよりも上位のライセンス（MS365ダイナミクス）を利用すれば実現できるとMicrosoft社より助言を得ています。
58	要件定義書 P65	画面イメージ	確認：P65では画面左に「一般」「第一次契約変更について」とTeamsのチャンネルのような表現があるが、P68以降はそのような表現がない。意図があれば確認したいです。	意図は特にありません。記載のミスです。いずれの場合にも、P65のような標記をイメージしていません。本公示の資料で修正して提示します。
59	要件定義書 P72～95	フロー全体	契約一課、事業部、受注者の各アクター内で「確認」⇒「承認」のような複数確認を行う想定はあるか確認したい	ご指摘の通り、各アクター内で確認→承認を複数回行うことがあります。質問No. 47も併せて参照して下さい。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
60	要件定義書 P81、P89、 P116	画面イメージ	右下吹き出しが見切れており内容が確認できない。見れるように再度情報をいただくことは可能か。(そのほか画面イメージ部で同様の内容があるため、そちらもご確認いただきたい)	該当箇所を修正し、再度掲載しましたのでご確認ください。
61	要件定義書 P83～84	画面イメージ	P83～P84の画面へ遷移する際、どのような操作を想定しているか確認したい。(Teamsのチャット内の太文字部を押して遷移する想定の場合、単純なTeamsの埋め込みだけでない可能性があり、その場合は実現可能か確認する必要がある)	P83の太文字にリンクを張って、P84のフォームへ飛ばすというイメージです。Teamsでの実証は未検証ですが、PoCにおいてPowerApps上で実証済みです。この部分は、何らかの形で実装する必要があるため、その点も含めてコミュニケーション方法について提案をお願いします。
62	要件定義書 P74	画面イメージ	「契約関連申請を押下」と記載があるが、吹き出し先は「打合簿・変更関連申請の作成」となっている。同一ボタンの認識で相違ないか。	ご理解の通りです。「契約関連申請を押下」という記載が誤っています。本公示の際に修正します。
63	要件定義書 P87	フロー中 ⑤「変更内容システム連携」	・左記のように記載があるが、「3.4.1. 外部インターフェース一覧」にはそのような外部インターフェースは記載がない。外部インターフェースがあるという認識で相違ないか。 ・フロー中点線の処理(変更内容システム連携等)はどのような意味があるか確認したい。 (未決内容もしくは本システムの対象外どちらかだと推測)	「変更内容のシステム連携」については、将来的にAPI連携をするという想定であったため、プラットフォーム上の機能として記載していました。ただ、本契約での連携方法はRPAでの連携を想定しており、この項目はプラットフォーム上で将来的に実現できればという趣旨です。このため、この機能はプラットフォームの対象外です。他方で、RPAを用いてプラットフォームから基幹システムである調達・契約管理システムにデータを転記する為のシナリオ作成は、本契約の業務として求める想定です。この点が明確になるように、本公示で修正します。
64	要件定義書 P121	別紙3 機能要件一覧	別紙3の「MUST」列に○がついている項目が本調達の必須機能、○がついていない項目が任意機能の認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりですが、必須機能はまだ確定はしていません。本公示までに、最低限必要な機能(MVP)を検討します。機能要件一覧のレベルでのMUST項目については、契約後の要件定義時に調整可能なものになると想定しています。本公示の際には、これらの条件を明示します。
65	その他	連携するアプリケーションについて	PowerBIへデータ連携して活用することは想定しているか?	現時点では、PowerBIへの連携は想定していません。RPAを用いて、基幹システムへ連携することを想定しています。
66	その他	連携するアプリケーションについて	Teamsの拡張機能であるアプリのチャットボット(パーチャルエージェント)を利用して、FAQのような使い方を想定していますか?	現時点では想定していません。
67	その他	連携するアプリケーションについて	SharePoint連携の用途について詳しく提示してほしい。	SharePointへはファイルの格納・共有をイメージしています。他方で、SharePointの利用が継続するか未定のため、利用方法等別途確認して本公示で提示します。
68	その他	Microsoft社との連携について	Microsoft社との連携協定でPoCを行っているとのことですが、これまでの検証の中でコンサルタントやベンダーと協議して助言をえたことはありますか。	PoCについては、あくまでMS社内の技術者からの助言であり、その他のベンダー等との協議は行っていません。
69	その他	発注業務の概要	本業務の概要について、端的に提示して下さい。	別添PDFの通り補足します。

以上